

資料 第3WGの報告書(案) (5)

(2631号⑥面(つぎ))
4月14日開催、経済産業省別館1220会議室

(iii)標準物質の供給

標準物質については、標準物質WGでの審議結果に加えて、国際整合性を確保する観点から、特定標準物質を製造する指定校正機関の指定基準としてISO/IEC17025及びISOガイド34を標準物質の国家計量標準機関の要件とする。

(前掲)

(iv)国際基準対応のためのサーベイランスの義務化 ISO/IEC17011に基づくサーベイランスの義務化(更新制を前提とした場合)については、全ての事業者が国際基準対応とすることを必要としているわけではないという現状から、規制強化になることを踏まえ、サーベイランスの義務化については見送る方向で検討する。

計量証明の事業

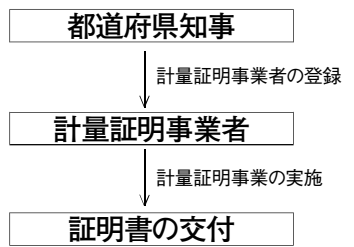
(1)計量証明事業の改善

①現行制度の問題点

○計量証明事業の概要 計量に係る「証明」については、当該「証明」を必要とする者が、第三者に証明行為を依頼することがある。計量法はこの第三者が行う「計量証明の事業」について、その適性を担保するために、計量法第6章第1節において規制を行っている。

その中で、計量証明事業者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないとされている。(第6図)

第6図 計量証明事業



ば、濃度、音圧レベル等の環境測定を行う場合、計量証明事業者である民

間企業に発注することが多い。この場合、発注者である地方公共団体には発注先の能力・結果を管理する責任がある。しかし、地方公共団体の入札が価格偏重で選定が行われ、能力や信頼性による選別が不十分

な結果、適正な計量証明が行われなかったり、地方公共団体が質の悪い計量証明事業者の指導に忙殺されるといった問題が発生している。

そのため、一部の地方公共団体からは、計量証明事業者の能力や信頼性を担保する手段が必要であるとの指摘がある。

計量証明事業が国民の日常生活における適正な取引、環境の安全や人間の健康上の安心に貢献するためには、計量証明事業者の技術的能力、業務に携わる従事者(技術者・管理者)の適正な判断力に加え、道徳的基盤が必要である。これらの必要性は、社会的理念として常に考慮されるべき内容であり、国際基準文書等

にも明記されている。現行法では、計量証明事業における不正に対する制裁手段としては、都道府県知事は、事業者の登録の取消し又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずることができるとされている。

しかし、計量証明に係る不正は、例えば、計量値の誤りにより商取引において損害が発生した

②新たな方向性

(ア)基本的考え方

(i)地方公共団体が発注する計量証明事業者の能力・品質の担保 計量証明事業は申請を行い、登録の基準を満たしたがって、地方公共団体の計量法担当部署は、個々の計量証明事業者が登録の基準を満たしているか以外に、その能力・品質を審査することは求められていない。

また、地方公共団体の環境部署等が、能力・品質が劣る計量証明事業者に発注すること避けるため、地方公共団体間によ

り、内容を審査の上、その結果を経済産業省から地方公共団体に通知することで情報を共有することとする。

地方公共団体の環境部署等は、自ら発注者の管理責任として発注先の能力・品質が必要なレベルに達しているかを審査するとともに、これらの情報も活用し、能力・品質が劣る計量証明事業者に発注すること避けるべきである。

具体的には、計量証明事業者が不正の行為をしたときの取消し及び事業の停止の基準等を検討する。

このため、登録の管理を徹底するべく、登録の更新制の再導入、又は、変更・廃止届出の徹底及び所在不明の事業者について登録の取消し・失効の積極的な活用などの方策を検討する。

(イ)具体的方針

(i)計量証明事業者の能力・品質の担保 計量証明事業は、貨物の長さ、質量、面積、熱量及び大気中の微粒子の計測や水中及び土壌中の有害物質の濃度等の計測を行う事業である。

計量証明事業には、国民生活の安全・安心を確保する観点から、正確な計測・計量が求められている。

地方公共団体が、例えば、立入検査及び講習会等の実施は都道府県のみならず、NITEによる立

計量証明事業が国民の日常生活における適正な取引、環境の安全や人間の健康上の安心に貢献するためには、計量証明事業者の技術的能力、業務に携わる従事者(技術者・管理者)の適正な判断力に加え、道徳的基盤が必要である。これらの必要性は、社会的理念として常に考慮されるべき内容であり、国際基準文書等

にも明記されている。現行法では、計量証明事業における不正に対する制裁手段としては、都道府県知事は、事業者の登録の取消し又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずることができるとされている。

しかし、計量証明に係る不正は、例えば、計量値の誤りにより商取引において損害が発生した

(ii)罰則等の適用

地方公共団体による計量証明事業者による不正行為防止情報の共有化

また、地方公共団体の環境部署等が、能力・品質が劣る計量証明事業者に発注すること避けるため、地方公共団体間によ

り、内容を審査の上、その結果を経済産業省から地方公共団体に通知することで情報を共有することとする。

地方公共団体の環境部署等は、自ら発注者の管理責任として発注先の能力・品質が必要なレベルに達しているかを審査するとともに、これらの情報も活用し、能力・品質が劣る計量証明事業者に発注すること避けるべきである。

具体的には、計量証明事業者が不正の行為をしたときの取消し及び事業の停止の基準等を検討する。

このため、登録の管理を徹底するべく、登録の更新制の再導入、又は、変更・廃止届出の徹底及び所在不明の事業者について登録の取消し・失効の積極的な活用などの方策を検討する。

計測 記録 指示
www.sanwakeki.com
温度・圧力
三和計器
TEL.03(5984)3362(代)

計量証明事業は、国民生活の安全・安心を確保する観点から、正確な計測・計量が求められている。

地方公共団体が、例えば、立入検査及び講習会等の実施は都道府県のみならず、NITEによる立

計量証明事業が国民の日常生活における適正な取引、環境の安全や人間の健康上の安心に貢献

ためには、計量証明事業者の技術的能力、業務に携わる従事者(技術者・管理者)の適正な判断力

に加え、道徳的基盤が必要である。これらの必要性は、社会的理念として常に考慮されるべき内容

であり、国際基準文書等にも明記されている。現行法では、計量証明事業における不正に対する制裁手段としては、都道府県知事は、事業者の登録の取消し又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずることができるとされている。